

一般社団法人 岡山県作業療法士会

**「認知症生活行為支援実践者研修制度」**

～運用マニュアル・研修シラバス～

第 2 版

## はじめに

### 認知症生活行為支援実践者研修制度の目的

(一社)岡山県作業療法士会(以下、県士会)は、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人と家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策(認知症施策推進大綱)の中で、認知症に対応できる作業療法士の人材育成を行う。また研修制度の中で、県士会員に認知症の人を対象にした作業療法実践事例(以下、GP)の作成および報告、登録を求め、県士会はその成果を蓄積する。

GPの作成および報告、登録を行うことにより、「GPの作成によって県士会員の作業療法実践の質的向上を図る」、「報告(登録)されたGPの分析より作業療法成果の根拠資料を作成する」、「GP報告(登録)の提示により作業療法実践の成果を内外に示していく」ことを目的とする。

## 研修制度の概要

### 認知症生活行為支援実践者研修制度における研修課程

#### 1. 認知症アップデート研修

医療・介護・地域のどの領域においても認知症に対応できる作業療法士を確保するために、認知症に関する最新かつ最低限の知識を修得する。

##### 【認知症アップデート研修プログラム】

---

世界及び日本における認知症の課題

---

認知症の障害の本質と認知症原因疾患への理解

---

行動・心理症状(BPSD)の原因・背景および障害構造の理解

---

認知症作業療法におけるアセスメントとマネジメント

---

GP報告会および GP 登録の紹介とシートの記入方法について

---

※研修修了者には、「認知症アップデート研修修了証」を発行する。

#### 2. GP報告会

GPシートで実践をまとめ、事例報告を行うことで、自己の介入を客観的に振り返る。事例の報告および検討と聴講を通じて医療・介護・地域連携における具体的事例を通じた実践方法を学び理解することで個別対応力、作業療法士としてマネジメント力を高める。

##### 【GP報告会プログラム】

事例報告	10分
質疑応答	5分
グループワーク	20分
まとめ	5分

【運営基準】

1) GP報告会の目的

- 1)-1. GPシートを用いた事例報告を通してその使い方を理解する。
- 1)-2. 事例報告の聴講や検討を通して、地域・医療・介護連携における具体的事例から実践方法を学び、理解をする事で個別対応力、作業療法士としてのマネジメント力を高める。実践報告する事で自己の介入を客観的に振り返る。

2) 事例報告の運営基準

- 2)-1. 一事例あたりの報告時間は 40 分とする。  
集合型研修またはオンライン研修のいずれかで開催する。
- 2)-2. 参加者全員が参加するグループディスカッションを行う。
- 2)-3. GP 報告者(以下、報告者)は事例報告時の資料としてGPシートを準備する。GPシートは、図1あるいは図2のいずれかを使用し、①事例紹介、②アセスメント、③課題、④介入経過、⑤結果、⑥考察・課題を1枚にわかりやすくまとめる。

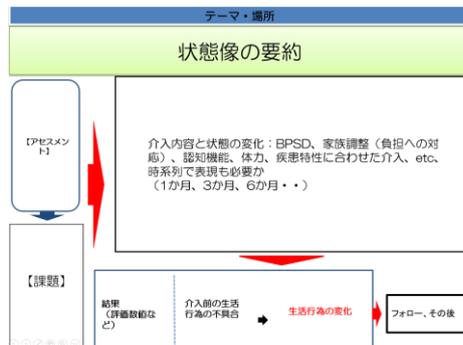


図1 GPシート例

図2 GPシート例

(GPシートは県士会ホームページよりダウンロードしてお使いください)

3) プログラムの注意点

3)-1. 事例報告

GPシート以外に事例を紹介するパワーポイントなどプレゼンテーション資料の準備を推奨する。ただし、GPシート以外の資料は補足的に用いて報告することとする。

報告者には、グループワークの冒頭で話し合っしてほしいテーマや実践の課題を提示するように伝える。また報告者のプレゼンテーションが分かりにくい場合、ファシリテーターが情報を集約して参加者に伝える。

認知症の診断はないが明らかな認知機能低下を認める事例も、報告の対象とする。その際、本文中には、認知機能低下や精神症状・行動障害を示唆する症状について明記する。

3)-2. グループワーク

【聴講者】

- ・みんなで考え全員が発言する。
- ・誰かを責める会にしない。

- ・人の話はさえぎらない。
- ・事例提供者の支援内容を否定・批判しない。
- ・ファシリテーターの指名には応える。
- ・報告者をねぎらう。
- ・建設的な意見を述べる。

#### 【ファシリテーター】

- ・グループワークの中で情報の確認があった場合は随時報告者に確認する。
- ・グループ全体を見渡しディスカッションの進み具合を確認する。進んでいない場合は検討内容の焦点化をするなどディスカッションのアシストを行う。

#### 3)-3.まとめ

グループワーク終了後のまとめでは、ファシリテーターが意見の集約を行い、報告者は今後の行動指針や改善点等を発表する。

### 3.GP登録

報告者はGP報告会にて事例報告後、加筆および修正したGPシートをデータ(PDF)で認知症支援委員会へメールで提出する。提出された事例は、認知症支援委員または認知症支援委員会が委託した者が審査し、合格した場合にGPとして登録とする。

#### ※GP報告とGP登録に関する注意事項

##### 1)対象者(代諾者)※1 および当該施設の長に対する同意書の作成(別紙1)

報告者はGPの報告と登録に際し、県士会主催の各種研修会および学会における発表、県士会の発行物への掲載に関して、対象者(代諾者)および当該施設の長に対してその内容や目的、倫理的配慮などを説明し同意書を作成することとする。

##### 2)県士会に対する同意書の作成(別紙2)

GPの著作権は報告者(著者)に帰属する。報告者はGP登録に際し、県士会にそれが公益事業に役立てるために行うGPの複写・複製・翻訳・翻案・要約・電子化・公衆送信および第三者への転載許諾の権利を譲渡する旨の同意書を交わすこととする。

##### 3)GP登録への参加と取りやめについて

GP登録への参加と取りやめについては、対象者(代諾者)および当該施設の長の判断とする。また一旦参加に同意した後も、報告者(登録者)に申し出ることにより、取りやめることができる。なお取りやめを申し出た時点で、既に発行されている事例集等の印刷物については掲載を取り下げることは出来ない。

##### 4)人権擁護と個人情報の保護について

県士会は対象者の人権擁護と個人情報の保護について最善の注意を払うものとする。

##### 5)GP報告の読み替えについて

下記、①～③に該当する場合、その事例をGPシートにまとめることで、2.GP報告会での報告と読み替えることができる。そのため、1.認知症アップデート研修修了後に、3.GP登録を行うことができる。

①認知症事例を協会学術部事例報告登録制度に登録した場合

②認知症事例の演題を筆頭演者として協会あるいは県士会主催の学会および演題

審査のある学会等で発表した場合

③認知症事例の事例報告や実践報告などが筆頭筆者として学術誌あるいは学会誌に掲載された場合

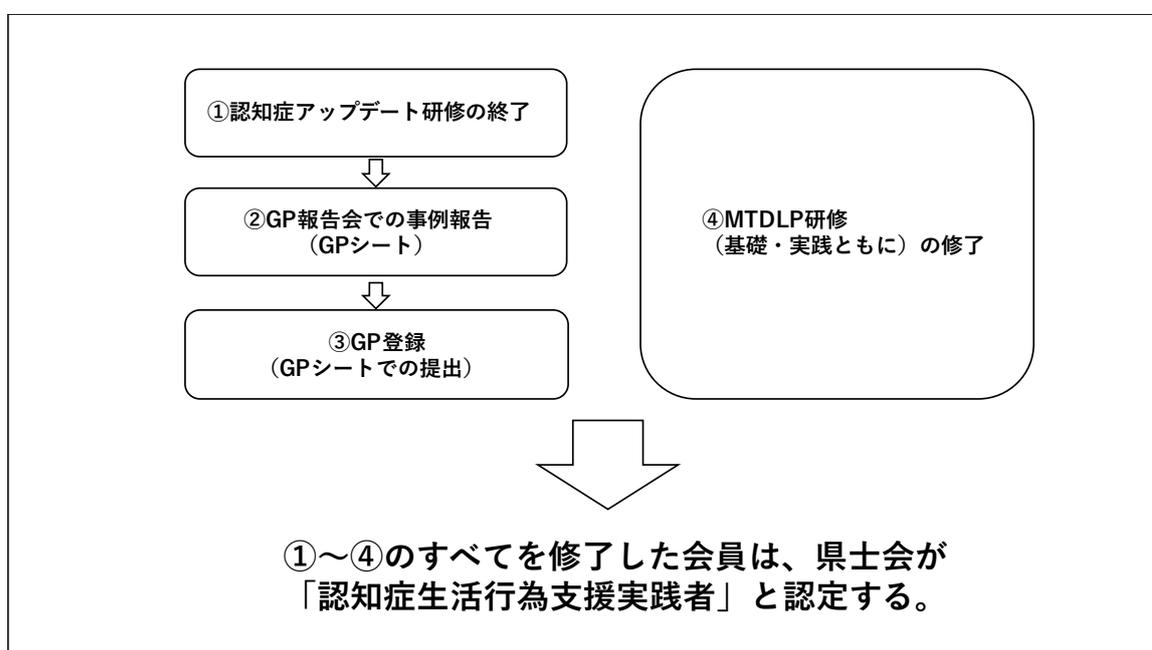
※読み替えは、①事例登録ページ画面②学会の表紙と目次③学術誌の目次と氏名が分かるページのいずれかと本文を下記提出先へ提出する。

5) GPシートおよび同意書(別紙2)の提出先

報告者は認知症支援委員会の下記アドレスに、GPシートおよび同意書をPDF形式でメールにて提出する(GPシートおよび同意書の原本は、報告者が保管する)。

認知症支援委員会 E-mail: [nintishoshieniin.ot@gmail.com](mailto:nintishoshieniin.ot@gmail.com)

#### 4. 認知症生活行為支援実践者研修の修了要件



①認知症アップデート研修の修了、②GP報告会でのGP報告と③GP登録修了者で、かつ④MTDLP研修(基礎・実践ともに)修了者は、県士会が「認知症生活行為支援実践者」と認定する。「認知症生活行為支援実践者」と認定された会員は、認知症関連の研修会講師、地域ケア会議、認知症カフェ、介護予防等の地域派遣の際に県士会として推薦する。

※認知症生活行為支援実践者と認定された会員に、「認知症生活行為支援実践者認定証」を発行する。

#### あとがき

この度、「(一社)岡山県作業療法士会 認知症生活行為支援実践者研修制度」の運用マニュアル・研修シラバスを改訂いたしました。

この認知症生活行為支援実践者研修制度は、超高齢社会の中で、特に認知症支援を実践できる作業療法士を育成し、社会に貢献することを目標としています。県士会員の皆様におかれましては、社会から求められる作業療法士として活躍することに繋がれば幸いです。今後も

県士会員の皆様、関係各所の皆様からご意見を賜り、より良いものに改定していく予定ですので、ご意見、ご鞭撻の程よろしくお願いたします。

令和3年11月 改定  
(一社)岡山県作業療法士会  
認知症支援委員会 一同